

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成27年9月9日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン古川店

大崎市古川旭二丁目2-1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本 和典

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

1 市町村の意見の概要

今後共、円滑な交通の確保は勿論のこと、大崎市では公共交通網の再編を検討しているところでありますことから、引き続きご協力をお願いいたします。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，大崎地方県政情報コーナー及び大崎市役所

6 縦覧期間

平成27年9月9日から平成27年10月9日まで（ただし，閉庁日を除く。）